

令和元年度 青少年「平和と交流」支援事業（ひろしま子ども平和の集い）募集要項

1 目的

次世代を担う平和首長会議国内加盟都市の青少年に被爆の実相と被爆者の思いを共有するための多様な機会を提供し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現のための人材育成を図る。

2 事業概要

平和首長会議事務局（以下、「事務局」という。）は、広島市、広島市教育委員会、公益財団法人広島平和文化センターの共催で8月6日に開催される「ひろしま子ども平和の集い」及び関連プログラムに参加する平和首長会議国内加盟自治体（以下、「加盟自治体」という。）の青少年に対し、参加に必要な経費の一部を支援する。

3 実施期間

令和元年（2019年）8月6日（火）を含む数日間

4 実施場所

広島市内（広島国際会議場、広島平和記念公園等）

5 支援対象の条件

以下のすべてを満たす団体とする。

- (1) 加盟自治体から広島市に派遣される団体であり、当該加盟自治体が発行する届出書を行うこと。
- (2) 8月6日に広島市で開催される「ひろしま子ども平和の集い」に、広島市外からの参加団体として参加し、発表を行うこと。

※令和元年度ひろしま子ども平和の集い

日時：令和元年8月6日（火）午前10時00分から正午まで（予定）

場所：広島国際会議場フェニックスホール

（広島市中区中島町1-5）

※「広島市外からの参加団体」

概ね6歳から18歳までの青少年で構成する国内のグループ。ただし、成人の引率者が同行するグループに限る。

- (3) 8月6日に広島市で開催される「広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式」に参列すること。

※広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式

日時：令和元年8月6日（火）午前8時から午前8時45分（予定）

場所：広島平和記念公園

※ 式典参列には事前の申込不要です。公園内に設置する自治体席での参列を希望される場合は御相談ください。

※ 式典会場に隣接する広島国際会議場内フェニックスホール（1504席）及びヒマワリ（600席）において大型スクリーンでの式典の同時中継も行っています。

(4) 本事業にかかる広島滞在中、広島平和記念資料館を見学すること。

※ 広島平和記念資料館ウェブサイト <http://hpmuseum.jp/>

※ 2019. 4. 15 本館リニューアルオープンしました

http://hpmuseum.jp/modules/news/index.php?action=PageView&page_id=138

※ 観覧料の免除制度があります。詳しくは下記を参照ください。

http://hpmuseum.jp/modules/info/index.php?action=PageView&page_id=2

(5) 事務局が主催する平和プログラムに参加すること。

① 平和の取組に関するプログラム

(例) 平和首長会議の取組説明など

② 加盟都市の交流を促進するプログラム

(例) 参加者による意見交換会など

※ 今年度は、8月7日(水)午前、広島国際会議場内において実施予定。内容及び時間など詳細については、支援決定後に協議により決定する。

(6) その他、事務局が定める要件を満たすこと。

6 決定方法

事務局は、11(2)の提出書類に基づいて選考を行い、当該年度の予算の範囲内において支援対象団体を決定する。

7 支援内容

(1) 支援対象となる経費

申込加盟自治体から広島市までの交通費、広島市内における宿泊費及び日当。

・広島市旅費規程に基づく積算方法により算出した額を上限とする。

・支援対象期間は原則として8月6日を含む2泊3日までとする。ただし、広島市までの移動に長時間を要する場合はこの限りではない。

・標準的な旅程に要する経費を超える部分の交通費、宿泊費は支援しない。

(事業とは関わりのないと認められる延泊、他都市を経由することに伴う追加経費等)

・成人の引率者については支援対象を1名までとする。

※ 交通機関の手配は、事前に旅程表を事務局に提出の上、支援対象者が行う。

※ 交通費(JR乗車券・特急券、航空券等)の領収書(原本)を事務局に提出すること。ただし、近距離の移動に利用する鉄道・バス等は除く。領収書の金額が広島市旅費規程に定める上限を下回った場合は、実費支給。

※次の額を一日あたりの上限とし、不足分は自己負担とする。

宿泊料(素泊)	朝食代	昼食代	夕食代	雑費(広島での交通費等)
8,700円	700円	1,100円	1,500円	1,100円

※事務局を含む他の団体から食事の提供を受けた場合は、その回の食事代相当額は支給しない。

(2) その他の経費

上記7(1)以外の経費は、支援対象団体もしくは個人の負担とする。

(3) 支払方法

支払方法については、原則として一連の行事終了後、代表者(団体)の口座への一括振込とする。

8 報告

7(1)の経費の支援を受けた団体は、一連の行事終了後、当該加盟自治体の首長に対して報告の場を設けるとともに、実施報告書(様式は問わない)を当該加盟自治体及び事務局に対し提出することとする。なお、提出する実施報告書については、その全部または一部を平和首長会議HPに掲載することを前提とする。

(参考) 過去の実施報告(平和首長会議ホームページ)

http://www.mayorsforpeace.org/jp/ecbn/effort/2018_CPA_result.html (H30年度)

http://www.mayorsforpeace.org/jp/ecbn/effort/2017_CPA_result.html (H29年度)

http://www.mayorsforpeace.org/jp/ecbn/effort/2016_CPA_result.html (H28年度)

9 派遣元加盟自治体の責務・役割

派遣元加盟自治体は、8の報告を踏まえて平和施策のより一層の推進に努める。

10 その他

次について予め了承の上、本事業への申し込みを行うこと。

本事業のプレスリリース、平和首長会議のホームページ、(公財)広島平和文化センターのホームページ及び刊行物等において、参加者の所属(学校名)、学年、本事業の実施中に撮影した写真、提出されたレポートの全部または一部を公表することがある。

11 申込について

(1) 申込期限

令和元年6月14日(金)必着

(2) 提出書類

- ① 「ひろしま子ども平和の集い」参加申込書
- ② 「青少年「平和と交流」支援事業」支援申込書(様式1)
- ③ その他、概要の分かる資料など(任意)

(3) 申込方法

支援を希望する加盟@自治体は、上記(2)を電子メールまたは郵送により事務局に提出する。

(4) 提出及び問い合わせ先

平和首長会議国内加盟都市会議事務局
〒730-0811 広島市中区中島町1番5号
公益財団法人 広島平和文化センター 国際部平和連帯推進課
TEL: (082)242-8872 Fax: (082)242-7452
E-mail: rentai@pcf.city.hiroshima.jp